

2024年11月20日

育休退園制度の廃止を求める請願書

犬山市議会議長
柴田 浩行 様

請願団体 犬山市保育を守る会

請願代表者

住所

氏名

紹介議員 岡 覚 ビアンキ恵子
丸山幸治 柴田浩行
小川隆衣 岡村千里

請願主旨

犬山市では現在、保護者が育児休業を取得する場合、1歳児クラス以下に在籍する上の子どもについては育児休業開始（つまり産後8週間の産後休業の終了）日の月末をもって退園する扱いとなっています。この育休退園により育児休業を取得する保護者は産後約2ヶ月から、乳児2人以上（うち1人は新生児）を自宅中心で育てることになります。核家族化が進み孤立を感じることも多い中、男性の育児休業取得率もまだまだ低く、子育ての大部分を母親が1人で担うことが多いのが現状です。産後の女性はホルモンバランスの崩れもあり心身ともに不安定になりやすく、産後うつを発症するケースも増えています。また保育園に通っていた上の子どもにとっても、弟や妹が生まれた途端保育園に行けなくなり、遊びや成長の機会が奪われます。

2020年度より、2歳児以上の子どもは保育園に通えるように改善されましたが、それでも育休退園を考慮し、第2子以降の出産を躊躇する声も多く聞かれます。※2023年度の犬山市の出生数は352人、10年前の2013年は518人で、マイナス32.0%と、166人減少しています。少子化が深刻化している中、早急な見直しが必要です。

愛知県内において、年齢に関わらず育児休業中の保育の必要性を認めている自治体は12市町あります。（近隣市では、名古屋市、一宮市、稲沢市があり、岩倉市、江南市においても見直しが検討されています。）育児休業を取得する保護者が子どもの年齢に関わらず、上の子どもを保育園に継続して預けることができるよう、育休退園制度の廃止を求めます。

※出生数データ出所：総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基にGD Freak!が作成

請願項目

1. 育休退園制度を廃止してください。



取り扱い団体 犬山市保育を守る会
犬山市職員労働組合

inuyama.hoiku@gmail.com
62-4141

